

令和元年7月5日開催

第25回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 定刻前ですけれども、皆さん、こんにちは。

それでは、総会の開催に先立ちまして、今井会長、挨拶をお願いいたします。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。1日置いてのまた総会ということで、皆様にはお忙しい中、総会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。このところ、本当に梅雨らしい日々が続いていまして、ちょっと日照不足が心配されるような天候が続いているわけでございますけれども、農業は、その年、その気候によって、また栽培方法を変えたりと本当大変だと思います。

また、選挙が、昨日から始まりまして、またそのうちにぎやかになると思いますが、知事選挙、参院選ですか、いろいろ各党、ここへ来ると話しておるわけですけれども、農業関係にいい政治をしていただければと思うわけです。これから2国間協議等におかれまして、また輸入ものが増えてくると思います。安い品物が入ってくることで余り農業者を心配させないような政治を行っていただきたいと思えます。

最後に、今日は総会后、暑気払いを兼ねた懇親会ということで予定しております。様々な意見交換しながら、にぎやかにできればと思いますので、よろしく願い申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、今井会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第25回農業委員会総会を開催いたします。

まず、委員の出席状況から報告させていただきます。いつもでしたら、隣に職務代理がおられるわけですけれども、今日は塚越委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は25名中24名ということで過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命について行います。

まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、指名します。議席番号3番の浦恩城由子委員並びに23番の中島隆夫委員の両名を指名いたします。なお、書記については、事務局の村山主任主事を任命いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行に入りたいと思います。

なお、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。また、携帯など鳴らないように注意のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年7月22日許可、高農委指令第1177号でございました。取り消しを願い出る理由につきましては、計画の見直しを行うためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

この件は、地元の同意が得られないということで取消願が出たわけでございます。

それでは、どうですか。特に質疑、質問等なければ承認することにしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和元年5月22日許可、高農委指令第1092号でございました。変更理由につきましては、当初計画者と承継者は兄妹であり、兄が当該地に住宅を建築することになったためとのことでございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書23ページ、議案第5号ナンバー25が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は貸住宅でございまして、昭和50年2月18日許可、群馬県指令西農第290号でございました。変更理由につきましては、当初計画者の死亡により計画が実行されなかったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、

契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書27ページ、議案第5号ナンバー44が関連案件でございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます、昭和45年11月17日許可、群馬県指令西農第8119号でございます。変更理由につきましては、住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書28ページ、議案第5号ナンバー46が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 ただいま事務局より3件の計画変更申請についての説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

異議がなければ承認してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます、皆さんにいろいろ審議していただくわけです。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農するに当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添、農地法第3条、ナンバー1の審議資料をご覧ください。また、3条のナンバー1については、追加という資料も、1枚紙の写真のものを追加しておりますので、そちらのほう用意いただければと思います。

最初に、補足の説明をさせていただきます。本件につきましては、申請理由にあるとおり、新規の就農として扱う申請となります。申請人は、数日前に71歳になりまして、現在は71歳であり、今回の申請で許可を受けましたら、自身が中心となり娘と、また稲作の指導をいただける方と一緒に農業経

営を開始したいという計画でございます。

それでは、資料に従って説明をさせていただきます。

1の就農の動機でございますが、今から20年ほど前にビニールハウスにてシイタケ栽培をご主人と一緒に行ってたことから、ずっと農業への思い入れがあり、また農業に携わりたいと考え、就農を決意したとのことです。

今回、稲作で就農することにつきましては、話がまとまった農地が田であり、なお、祖父の稲作の手伝いをしていた経験から稲作での就農をしたいとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、申請人は今は病気もなく、元気で農作業に従事できると考えていますが、年齢を考えますと、将来は一緒に耕作する娘夫婦に引き継ぐ計画でおります。また、収穫したお米の販売につきましては、JAはぐくみを通じての販売を考えておまして、許可を得た後、JAはぐくみに詳細な話を聞きに行くということで予定しております。

3の職歴及び農業経験でございますが、現在は稲作の知識については乏しいということから、稲作に精通した方の協力や指導を得ながら耕作を行う予定でございます。

また、使用する機械につきましては、近所の方からリースするということで話がついているということでございます。

なお、また、この方、片岡の方なのですけれども、今回の申請地が箕郷の白川ということになりますので、日常管理や地域のルールにつきましては、現所有者から指導を受けるということで伺っております。

1枚おめくりください。4の農業経営の概要につきましては、目標年次は10年後を設定しております。当初時と目標時ともに作業の全般を申請人を中心に娘と、あと稲作を指導いただく方と行う予定でありまして、申請人本人の農業従事日数は年間で250日を予定しており、10年後も同様となります。

当初の経営面積でございますが、今回の申請地3筆での約52アールにて経営を開始し、10年後につきましても、面積規模は同じということでございます。

なお、作目につきましては、お米のみということで、麦については考えていないということで確認しております。

作付計画は表のとおりとなりまして、また1枚おめくりください。出荷計画でございますが、JAはぐくみを通じての販売を検討しておりまして、先ほどもお話しいたさしとおり、詳細な相談につきましては、今後、JAのほうに伺って話をしていくということでございます。今年につきましては、もう田植えも終わっておりますので、来年に向け計画をしているということでございます。

5の経営試算になりますが、当初時と目標時ともに約52万円の粗収益を見込んでおり、経費等を除いた農業所得につきましては約24万円ということで見込んでおります。

また、経費等の詳細につきましては、最初の資料の一番最後のページに簡単な計算がついておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

運転資金につきましては、自己資金100万円で経営を開始する計画でございまして、生活費につきましても、自己資金300万円の蓄えがあるということでございます。ただし、この方は、職業がまた別にありまして、不動産賃貸業も行っておられるということから、今後もそちらからの収入があるということでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を片岡の近所の方からリースにて借り受ける予定となっております。

2枚おめくりいただきまして、農機具の写真がございまして、こちらが片岡の方が持っている農機具ということで写真が添付されております。こちらにつきましては、また班長報告の中で説明があるのですけれども、やはり5反を耕作するような機具としてはちょっと性能的には難しいのではないかという意見の報告があると思いますが、そのことにつきましては追加の資料という形で説明を用意しています。班長からの報告を聞いた後に、その追加の資料からまた説明させていただければと思いますので、一旦これで説明のほうは終了させていただきたいと思います。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告に移るのですけれども、今回は第4班でするので、調査班長の大河原藤雄委員から報告のほうをお願いいたします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人と代理人の計2名の出席でした。

質問1 以前は、ご主人とシイタケ栽培をしていたようですが、ほかに野菜などは作っていなかったのですか。また、区画整理事業により所有していた農地がなくなったとのことですが、代替地は求めなかったのですか。

回答 シイタケとその原木の販売のみを行っていました。また、代替地については、当時は空いている農地も少なく、貸していただけなかったと記憶しています。

質問2 当時と違って今は空いている農地を探そうと思えます。今回、農地を買って耕作を開始したいとのことですが、一度借りる形で耕作を開始したらどうですか。また、売買価格は幾らですか。

回答 農地を借りての耕作は考えていません。借りるにしても、買うにしても申請は同じ3条の申請が必要になりますので、一回で済むように売買での申請にしました。また、売買価格については、この地域の通常の売買価格は1反当たり100万円と聞いています。しかし、所有者とは友人であるため通常より高く3筆で700万円（1反当たり約130万円）の契約としています。

質問3 営農計画では後継者として娘さんの記載がありますが、娘さんは農業の経験はあるのですか。また、娘さんの農業従事日数は年間で30日ですが、後継者となる自覚はあるのですか。

回答 自分が耕作できなくなった後は、娘夫婦に農地の管理を任せるつもりです。娘は農業経験がないため、私が学んだことを後々に引き継いでいく予定です。また、娘の夫も現在は生コンクリート

を扱う職業についていますが、協力してくれると考えています。

なお、後継者としての自覚については、親の背中を見せて育ててきているので大丈夫だと考えています。

質問4 申請地は、農振農用地の中央部に位置しています。仮に耕作が継続できなくなっても、農地以外での利用はできない場所になっています。そのことについては承知していますか。

回答 承知しています。耕作を継続していく計画です。

質問5 申請地の田んぼへ水が入る時期については、大体今ごろ、上から順に入ることになっています。取水などのルールや地域のコミュニケーションについては誰かに教えてもらうのですか。

回答 取水や地域のコミュニケーションは、今の所有者に当面は手伝ってもらおうことになっています。

質問6 お米の品種は何ですか。また、苗はどこから購入するのですか。

回答 コシヒカリを考えています。苗は、今の所有者からアドバイスにより地元の農協から購入する予定です。

質問7 経営試算については、目標時も、当初時と同じ経営規模での計画です。とれるお米の量からすると、ほかにメインとなる収入があって、その足しということですが、農業収入で生活していくには稲作であれば、相当の規模の面積を耕作しなければ成り立ちません。生活まで考えているのならば、検討し直したほうがよいと思います。

回答 お米の収入も当てにしたいと考えています。試算の収量と単価については、全国平均を参考にしました。実際に始めてみてからわかる部分もあると思いますが、責任を持って耕作を続けていくつもりです。

質問8 農業機械は知人からリースするとあります。提出している写真のものは、小規模な農地ならば対応できると思いますが、今回の申請地を耕作するには効率的にできないと思います。また、田は足場も悪く、乗用できる機械でないと現実的に作業もできないと思いますが、どうお考えですか。

回答 乗用できる機械を考えています。知人は農業機械を数種類所有していますので、実際に使用する機械の写真へ資料を差しかえます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 事務局、では、写真の件、報告をお願いいたします。

○事務局 改めまして、事務局のほうから3条ナンバー1の追加という写真の1枚紙、そちらの説明をさせていただきます。

今、調査班長から報告がありましたとおり、質問8でこの方はやはりご高齢ということで、乗用できないと耕作が難しいと言っていて、知人が持っている別の機械の写真、実際に使うものに差しかえますということになりました。その差しかえが、今お手元にある追加という写真になります。本申請については、行政書士が代理人で入っているわけですが、そちらの方から今回の片岡の知人が所有

する農業機械ということで資料を提出していただきました。事務局といたしましても、写真がかわりましたので、こちらの農業機械につきまして、事務局でも改めて確認をさせていただきという申し出を代理人にさせていただきました。そうしましたら、代理人のほうから回答がございまして、その保管している場所を教えることはできないという、そういった回答をいただきまして、私も、それだと、そういった報告をせざるを得ないという話はしたのですが、構わないということでもございました。

また、営農計画や聴きとり内容では、大体をその知人の方や、耕作経験者の方から教わりながらするというところでもございまして、やはり譲受人自体の農業経験が乏しいのではと、この間の北部事前協議の際もそういった意見をいただきましたので、そのことにつきましても、代理人に、この資料だけだとちょっと許可見込みが薄いという話もさせていただきまして、資料の追加は特にしませんということも代理人から回答いただいております、今ある内容で審議をいただきたいということでございます。

また、代理人からはこの写真の機械の保管場所を教えてもらえないということでしたので、私のほうで片岡の知人のところにお邪魔させていただきまして、所有する機械を確認をさせていただきました。この知人の方ともお話をしまして、農機具につきましては、最初の営農計画についていた写真、そちらの機械の所有を確認させていただきまして、追加のほうの写真の機具については私のものではないということで確認いたしました。それに伴いまして3条調査書のうち、全部効率利用において、機械については近所の方から当面は借りて行う予定でありと、そういった記載があるのですけれども、そちらの前提が崩れてしまう形になります。

事務局としては、新たな資料等もないので、申しわけないのですけれども、今ある資料の中で審議をしていただければと思います。

説明は以上でございます。

- 会長 今事務局のほうからいろいろ説明ございまして、写真、どこの農家の機械の写真を撮ってきたのだから、ちょっとわからないような点もございまして、いろいろ説明を聞くと疑問に思う点もかなりあるので、みんなも心配になっていろいろ聞いたのです。本人はやるとは言っているのですけれども、この娘さん夫婦が後々やってくれるのかなというのが、それもやっぱりちょっと心配になって。娘夫婦はどうなっているの。
- 事務局 そちらにつきましても、代理人に追加で確認したいとお願いしたのですが、代理人からはもうこれ以上の資料は出したくないということで断られてしまい、娘夫婦の状況についても確認がとれていません。
- 会長 そういうはっきりしない、結局、中で審議しろと言ったって。
- 事務局 北部事前協議が終わった後、保留ということも考えられるのですけれども、先方へ伝えましたが、この資料で許可か不許可、その審議をはっきりつけてくださいと代理人から伺っておりますので、保留ではなくて審議いただければと思っております。

○会長 許可か不許可か。では、そちら決定していいのよね。

では、質疑受けます。

はい、お願いします。

○13番井田委員 13番、井田です。一応申請の書類の中にこの追加の写真もあるわけですよね。そうすると、この申請の書類、それ自体がこの追加の資料がうそではないですけども、一応虚偽の資料になっているわけですから、書類の段階でダメでもいいのではないかなと感じはしますけれども。それと、あとは、この人が本当にお米で生活を立てるかどうか、また5反で生活できているかということ、本当にちょっと疑問に思いますので、その辺の覚悟というのですか、それもちょうともう一回本当に確認ではないのですけれども、してもいいのではないかなと思いますけれども。

○会長 不動産関係の収入があるということ。

○13番井田委員 あるからなのでしょうけれども。

○会長 ある程度この収入も当てにしているのだろうから、この申請人は。

○13番井田委員 私も地元ではないからわかりませんが。

○会長 お願いします。

○16番生方委員 今、事務局のほうより説明をいただきました。その中で私どもの富岡という地区があるのですが、南の本郷に近いほうなのですが、そこの田んぼの本当に区画整理されたい田んぼなのです。それで、この申請地の之の耕作者の方がこの春あたり亡くなって、それまでは田んぼをずっとつくって、経営してつくっていたらしいのですが、それでも奥さんだけになって、全然もうできなと。それで、今回のこういうような、この案件になったのだと、そんなふうに感じています。私なんか地元びいきということではないのですが、こういうようなケースも、これから農家の人たちはみんな年配になっていきますので、こういう例が。今回の場合にはその農地を買う、農業者の資格がないわけですよね。そういう中でこういうような話が出てきたと。地元とすれば、このまんまにしておけば、必ず耕作放棄地になると。それは目に見えているわけですよね。だから、そういうものをなただけなくしていこうという考えで、我々も農業委員として地域を担当させてもらっているのですが、いろいろと複雑な心境でございます。

○会長 この間、北部事前協議にちょっと発言がありまして、今回ここで農業委員会が許可を出して、後、耕作放棄地で今の話ではないけれども、草だらけになってしまうと、何、農業委員会やっているのだというような、そういう話をしていましたけれども。あれだけのいい田んぼで耕作しやすいところだから、借り手はいるのかなと。

きちんと耕作されれば、心配ないのですけれども。今までの事務局の説明、あと調査班長の報告、それで判断して、許可か不許可に決定したいと思いますけれども、そういったことで……

それでは、これはどうも不許可だという方は挙手、お願いいたします。

それでは、全員挙手ということなので。不許可多数ということで、これは不許可といたします。

続いて、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は贈与、申請地を親戚から譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を妹から譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため自宅に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番は保留でお願いいたします。

9番 契約内容は贈与、後継者として申請地を祖母から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請、一括案件につきましては10件でございます。この10件につきましては、ナンバー8を除きまして、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま、一括審議の説明がございました。これから審議に入るのですけれども、このナンバー3を見ていただくとわかるのですけれども、中沢幸子委員に関係する案件なのでございます。

では、説明します。農業委員会等に関する法律第31条において、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、ナンバー3を最終の審議、質疑といたしますので、先にナンバー3を除いて審議をします。その後、ナンバー3の審議をします。その時に中沢委員さんには一時退室をお願いするということになります。

それでは、ナンバー3を除いて、またナンバー8が保留ですか、経営農地の一部が耕作されていないということで、これは保留ということでナンバー8を除いて、これより審議に入ります。

それでは、質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

それでは、ナンバー3の審議に入りますので、中沢委員さん、ちょっとご退席をお願いします。

(12番中沢委員 退席)

○会長 それでは、これよりナンバー3についての質疑を行いたいと思います。異議がなければ許可としますけれども。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

それでは、入室してください。

(12番中沢委員 着席)

○会長 それでは、続きまして、議案第4号に入ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 社会福祉法人制度の改革に伴い施設の充実化を図るため申請地に作業所及び納屋を建築したいという社会福祉施設の申請でございまして、宅地826.48平米、転用済みの田、344平米と一体利用の申請でございまして。

2番 農業用施設として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして。

3番 来客用の駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございまして。

4番 申請地に隣接する飲食店から駐車場として借り受けたいとの要望があり、貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございまして。

5番 飲食店を営んでいるが来客用の駐車場が不足しているため申請地を利用したいという露天駐車場の申請でございまして。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家用住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地1,447.03平米と一体利用の申請でございまして。

7番 相続により取得した住宅の庭である申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地435.06平米と一体利用の申請でございます。

8番 現在の自宅が老朽化しているため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、用途指定区分がございまして、近隣商業地域でございます。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

13番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

14番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

15番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

16番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地202.30平米と一体利用の申請でございます。

18番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は18件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま第4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。11番から16番、関連した同一人が申請者だけれども、今までにも随分この太陽光の申請やったような感じがする。

はい。

○事務局 この方につきましては、太陽光の申請について今まであったということはないかと思うのです。太陽光の代理人がついていまして、一遍に申請されたのかなというふうに思います。

○会長 皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件になっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅12棟の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は図面中央の黄色で塗り潰されている箇所でございます、高崎市立箕郷東小学校から西に約250メートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。申請地は、図面の右下の太い線で囲われていて、申請地と記載のある箇所でございます。申請地周辺の現況につきましては、農振農用地内の農地と住宅などの開発地が混在しているような地域であります。なお、農地種別区分につきましては、市街地の区域等に近接する10ヘクタール未満の小集団の農地であるため、第2種農地であると考えております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。ホッチキスどめされているほうが北向きの図面でございます。図面中央の縁取りされている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては、東が用悪水路、西が公道、南が畑、北が宅地にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目は土地利用計画図でございます。横向きに見開いてご覧ください。建売分譲住宅を12棟建設する計画でございます。今回の申請につきましては、3,000平米を超える開発行為であるため、未線引き区域の箕郷地域の案件ではございますが、開発許可を要するものでございます。

それでは、各区画の配置からご説明させていただきます。申請地内に2本の開発道路を築造いたしまして、それぞれの開発道路に接する区画を6区画ずつにL型擁壁と逆L型擁壁を用いて区割りをし、合計12棟の住宅を建築する計画でございます。なお、開発道路の所有権については高崎市に帰属

する予定です。また、西側の市道沿いに緑地帯を設ける計画でございます。緑地帯につきましては、開発許可基準に3,000平米を超える開発行為の場合は一定規模の公園や緑地、広場などを設置しなさいという指導項目があることから、今回は緑地帯を設置する計画でございます。なお、緑地帯部分の所有権についても、開発道路と同様に高崎市に帰属する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は造成計画図でございます。図面の黄色く塗り潰されている箇所が切り土、赤色で塗り潰しの箇所が盛り土をする区域でございます。申請地は道路よりやや低い土地であるため、大部分は盛り土をする計画です。北側の開発道路に接する6区画が上の段となり、南側の開発道路に接する6区画は北側の段から1段下がったひな壇に造成する形となります。

1枚おめくりいただきまして、6枚目から8枚目までが造成計画の横断図でございます。先ほどの造成計画の平面図とあわせて参考までにご覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、9枚目が給排水計画図でございます。給水につきましては、西側の市道の上水道の既存の本管を申請地内に新設する2本の開発道路内に延伸して、各区画から取り出す計画でございます。

排水につきましては、新設する開発道路の両脇にU字溝を設置して、生活排水は浄化槽処理後、そちらのU字溝に放流いたします。雨水につきましても同じU字溝へ排水勾配を設け流し込む計画です。U字溝は、最終的に東側の既存の用悪水路に接続いたします。

1枚おめくりいただきまして、10枚目以降が建物平面図と立面図でございます。今回は2種類の住宅を建築する予定でして、図面右手に手書きで(A)と記載のあるAタイプの住宅を7棟、図面右上に手書きで(B)と記載のあるBタイプの住宅を5棟建築する計画でございます。

参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、大河原班長、調査報告をお願いします。

○14番大河原委員 事前調査報告、第4班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地は緩やかな傾斜地で、西側の市道から少し低くなっているため盛り土が必要になると思います。盛り土の使用する土はどこから持ってくるのですか。

回答 盛り土には公共事業で出る残土を優先的に使用する計画です。高崎市では残土条例があるため、条例の規定に従って盛り土を行います。

質問2 申請地の付近では住宅地もあるため、工事の際は近隣住民や通行人に注意してください。

回答 十分注意します。

質問3 排水の計画はどのようになっていますか。

回答 生活排水は各区画で浄化槽で処理をして、新設する開発道路の側溝に排水します。また、雨水も同じ側溝で集水し、最終的には東側の既存の用悪水路に放流します。なお、地元の区長さんから排水の同意をいただいています。

質問4 今回は建売分譲住宅の申請ですので、くれぐれも土地の分譲のようなことにならないように事業計画をしっかりと守ってください。

回答 承知しました。

質問5 緑地帯はどのようなものですか。

回答 箕郷支所と地元の区長さんと協議をした結果、西側の市道の路側帯にツツジを植樹することになりました。開発行為が完了した後、緑地帯は市の所有になり、管理も箕郷支所とする計画です。

質問6 西側の市道はコンクリートで舗装されており、開発道路はアスファルトで舗装する計画ですが、市道と開発道路の接続部分がでこぼこしないように施工してください。また、給水工事の際に市道の舗装を剥がすと思いますが、工事後の道路がでこぼこしないように復旧してください。

回答 はい。わかりました。

質問7 申請地の南側に隣接する農地は現在も耕作しています。隣接農地の所有者には説明をしていますか。

回答 所有者には開発の事業計画を説明し、同意を得ています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等お受けいたします。

これは、建売分譲をここは随分もう住宅地になってしまっていて、ここ質問のところにもありますけれども、すぐ隣に農地が残っていて、今無人販売のような建物があって、ヒマワリの種を売ったり、後は何だったっけ、何かあったよね。

○3番浦恩城委員 苗を売っていました。

○会長 苗を売っていた。それなので、まだまだこれから耕作するのかなと思ったら、いずれ近いうちに、ここも住宅地になるような計画があることを聞きました。

では、皆さん、どうでしょうか。特にないですか。

○全員 はい。

○会長 それでは、これは面積が3,788平米ということで、3,000平米以上ということで、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に、皆さん意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、一括審議に入るのですけれども、案件の数がちょっと多いのでここで一休憩入れます。

10分ちょっと、では、2時50分まで休憩といたします。

休 憩

再 開

○会長 再開いたします。

これから、5条の一括審議なのですけれども、数が多いので、半分に分けて前半、南部地区、それで後半、北部地区ということで審議しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに南部地区の2番から32番まで、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番、3番につきましては、取り下げでお願いいたします。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、経営しているペットショップの従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、譲渡人が過去に申請地の北側の宅地に居住していたときに、今回の申請地を許可なく庭用地及び駐車場として利用してしまっていた経緯があります。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて親子共有の住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、社員を増員するに当たり駐車場が不足するため既存の駐車場に隣接する申請地を買い受けて駐車場を拡張したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。なお、宅地333.24平米と一体利用の計画でございます。

10番 契約内容は贈与、資材置き場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

11番 契約内容は賃貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。なお、転用済みの畑1,365平米と一体利用でございます。

12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電

設備設置用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、夫婦共働きで子供の世話を義姉に頼っており義姉宅に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、土木業を営んでいるが資材置き場が不足しているため会社に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地360.80平米と一体利用の計画でございます。

21番 契約内容は使用貸借、妻の実家で暮らしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は貸貸借、申請地を息子より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を義父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、実家暮らしをしているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。先にご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

27番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。宅地911.47平米と一体利用の計画でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番、31番については保留でお願いいたします。

32番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電施設設置用地の申請でございます、こちら非農地判断済みの畑1,463平米、山林1万1,674平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件につきましては、取り下げ2件、計29件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございましたが、この中でナンバー30とナンバー31が保留、取り下げはナンバー2とナンバー3でしたか、そういうことで、その4件を除きましてこれより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けいたします。

お願いします。

○23番中島委員 26番の一般住宅なのですけれども、一般住宅としては上限の500平米という、500と499の違いということなのだけれども、どうなのでしょうね、実測で500は超えていないということですか。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 分家住宅の上限500平米ということがありますが、この地域は未線引きになり、開発とは関係ないので、500とかそういった上限はなく、あくまで農地法での、その方が必要最小限の転用にとどめなさいよということになります。今回の土地につきましては、都市計画の用途指定もありますので、立地的な要件はクリアしておりまして、あとはその土地に対して建物と、あと今回車庫をつくるということですので、あとお庭とそういったものも住宅の場合は必要となりますので、図面で見るとは過大な面積というふうには事務局では判断しておりませんので、報告させていただきます。

○23番中島委員 はい。わかりました。

○会長 よろしいでしょうか。

○23番中島委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続いて、今度は北部地区の案件に移ります。ナンバー33からナンバー59までです。

それでは、事務局、説明お願いします。

○事務局

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲用地としたいという宅地分譲1区画の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第1種住居地域でございます。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は使用貸借、資材置き場が不足しているため既存の資材置き場に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

39番 契約内容は贈与、住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地333.38平米と一体利用でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、自家用車の駐車スペースが不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件は、先にご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー2の計画変更申請でございます。

45番 契約内容は賃貸借、運動場の既存駐車場の一部が利用できなくなってしまうため代替地を確保するまでの間、申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。転用済みの畑431平米と一体利用の計画でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。転用期間は令和元年7月22日から令和4年7月21日までの3年間でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく妻の実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちらの関連案件は、先にご審

議いただきました議案書6ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請でございます。

47番 契約内容は売買、運送業で木材の運搬を請け負っており、そのための資材置き場が不足しているため会社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、雑種地1,289平米、転用済みの田573平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、自動車修理業を営んでいるが車両置き場が不足しているため会社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天車両置き場の申請でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、山林1,862平米、原野276平米、宅地3,061.50平米と一体利用の計画でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

51番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという、露天資材置き場の申請でございます。

54番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、業務拡大に伴い資材置き場及び駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

56番、取り下げでお願いいたします。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

58番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。一時転用の申請でございますので、転用期間が設定されております。令和元年8月1日から令和3年7月31日までの計画でございます。

59番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます、転用期間が設定されております。令和元年8月1日から令和3年7月31日までの2年間の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件は、取り下げ1件を除く26件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー33から59まで説明がございました。この中でナンバー56は、まだ申請書類が

整っていないということで今回は取り下げということになりました。ということで、56番を除きまして、これより審議に入ります。

質疑を受けます。

異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の次男でございまして、相続開始年月日は平成30年8月5日でございます。6月17日に地元の佐藤委員さんと現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ありませんでした。

2番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成30年8月5日でございます。なお、6月17日に地元の佐藤委員さんと現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ありませんでした。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま相続税猶予の説明がございました。

これより審議に入ります。

質疑を受けます。これは兄弟が相続したということで。ここは市街化。

はい。

○事務局 そうですね。全て市街化区域になりまして、上の区画整理事業と書いてあるところは、まだそのとおりなのですが、今区画整理事業中ということで整備がされている中の農地ということでございます。

○会長 市街化は20年だけ。

○事務局 市街化は20年です。

○会長 20年だよね。

○事務局 はい。

○会長 それ以外は、次の代にかわるまではだめなのだよね。

○事務局 そうですね。

○会長 皆さんのほうから何かございますでしょうか。

なければ、適格として証明してよいか皆様に伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

農地法第30条の規定に基づく利用状況調査に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地判断について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由、荒廃農地のうち森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難なためでございます。

そのほか、ナンバー11まで現況地目及び非農地としての理由は同様となりますので、説明を省略いたします。

なお、今回の非農地判断は農地法第30条の規定による利用状況調査、すなわち農地パトロールの結果、森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難な農地と判断されたものについて、国の運用通知に基づき非農地として判断を行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

ないですか。

○全員 なし。

○会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 調査班長及び副班長の互選について。

高崎市農業委員会調査班設置要綱第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により定めるとあります。このことについて事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 調査班長及び副班長の互選について。

今日お配りさせていただきました資料になりますが、A4縦の「高崎市農業委員会調査班」という資料をお手元にご用意いただきたいと思います。こちらにつきましては、高崎市農業委員会調査班設置要領に基づき、そちらの第3条に調査班は農業委員をもって組織し、各調査班の委員は会長が定め、調査班ごとの互選によりまして、班長及び副班長を定めるとございます。2年前におきまして、調査班の4班のメンバーにつきましては、事務局の案を提示し、委員の皆さんからご了承いただきまして、また3年間はこの構成メンバーは変わらないということでご了承いただいております。今回につきましては、7月で2年が経過しますので、次の8月からの班長及び副班長を互選によりお選びいただきたいというものでございます。

また、班長になられた方につきましては、また高崎市の農業委員会運営委員会の設置要領に基づき、そちらの運営委員会の構成委員ということで、各班長さんをお願いすることになります。運営委員につきましては、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて会議の場を持ちまして、今後の農業委員会の方針等を決めていくというものでございます。

それでは、班長、副班長の互選についてお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明がございました。引き続きやってもらってもいいし、また新しい人に班長になってもらってもいいですけども。これで班ごとに分かれてまとまってもらって決めていただきたいと思います。

その間、しばらくの間、休憩をとります。

それでは、調査班ごとに分かれて決めてください。お願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、決まったようですので、ここからまた会議を再開いたします。

班長、副班長、決まったようですので、事務局より発表してもらいます。

お願いします。

○事務局 それでは、1班から順に発表させていただきたいと思います。

1班、班長でございます。班長は、石井多加志委員さんでございます。また、副班長でございますが、副班長、中澤勝人委員さんでございます。

続きまして、2班でございます。班長は、生方富行委員さんでございます。また、副班長でございますが、副班長は吉田松代委員さんでございます。

3班でございます。班長に植杉誠委員さんでございます。副班長に飯塚大輔委員さんでございます。

4班でございます。班長に塚越正敏委員さんでございます。副班長でございますが、浦恩城由子委員さんでございます。

以上でございます。

○会長 ただいま報告がございました。大分2班のほうで、私が、俺が、みんな全員手を挙げて、私が班長で、全員が手を挙げたのではないかなんて。それは、さて冗談ですけども。

では、いいかな、今の発表でね。

○事務局 はい。

○会長 そういうことで、皆さん、今の発表のとおり決定してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにします。これから班長さん、副班長さん、1年間班長として事前調査と、あと運営委員会、年に何回かありますけれども、ちょうど我々の任期が終わる来年の7月19日まで任期がございますので、それまでの間、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は物置用地、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の規定による届け出につきまして、書類審査し、適法であったため受理書を交付しました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居、ほか31件、計32件の農地法第5条の規定による転用届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、計4件の18条の合意解約の通知につきまして書類審査を行い、適法であったため通知を受理しております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番、2番につきましては、こちらは5月の総会におきまして、許可相当とした案件でございます。開発指導課との協議が調わなかったことから許可書の交付を保留しておりましたが、そちらが調べたことから、1番につきましては令和元年5月28日付、2番につきましては令和元年6月6日付で許可書を交付しております。

3番からにつきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。

4条が6件、5条が57件でございます。こちらにつきましては、他法令の関係が調べたことから、令和元年6月24日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

続きまして、これより申合せ事項ということで、申合せ第1号 令和元年度情報活動の推進に関する申合せについて。

このことについて、事務局に説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○事務局

申合せ第1号 令和元年度情報活動の推進に関する申合せ。

議案書は、49ページでございます。本申合せにつきましては、農業委員会法の中で農業委員会として果たすべき役割の一つとして位置づけられている情報活動の推進に向けての申合せでございます。中でも活動の中心となっている全国農業新聞の普及拡大、こちらにつきましては、5月27日に開催されました全国農業委員会会長大会の決議を尊重いたしまして、これまでと同様に、委員さん1人につき、新規に2人以上の購読者の確保を目標としております。

それでは、朗読させていただきます。

申合せ第1号。令和元年度情報活動の推進に関する申合せ。

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をより良く果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申合せ決議する。

記

- 1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。
- 2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に2部以上の購読者の確保に努める。（拡大目標部数366部）
- 3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

令和元年7月5日。高崎市農業委員会総会。

新聞の普及拡大に向けての活動につきましては、8月1日の農地パトロールの説明会の際に、購読者確保用の資材等をご用意させていただきますので、それ以降、普及推進のための活動にお取り組みいただく予定となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長 申合せ事項ということで、ただいま事務局より説明がございました。この件に関しまして、皆さんより、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 意見、質問がなければ、原案どおり、申合せといたします。

そういうことで、またよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、その他ということで、その他の事項で事務局から何かございましたら、お願いします。

○事務局 特にございません。

○会長 ないですか、はい。先ほど班長、副班長が決まったわけです。早速1班、8月に始まりますので、石井班長さん、中澤副班長さんですか、新しく始まるわけでございます。班長がいない場合は、副班長がかわりにやってもらうことになると思いますので、お願いしたいのですけれども。年に3回ございます。調査班ということで。そういうことでよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして第25回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時40分 閉会